

# 「こどもサポート証券ネット」利用ガイドライン

2019年8月1日  
(2020年11月10日改定)  
日本証券業協会

## 1. 目的

本ガイドラインは、こどもサポート証券ネットの利用方法、利用上の留意点等を示すことにより、こどもサポート証券ネットの円滑な利用を促すことを目的としています。

## 2. 支援情報の登録

証券会社及びNPO法人等は、「『こどもサポート証券ネット』利用規約」(以下「利用規約」といいます。)第6条の規定に基づく支援情報の登録にあたり、提供を希望する支援又は受領を希望する支援について、できる限り具体的に記入してください。証券会社とNPO法人等の円滑なマッチングにつながります。

### 【支援情報の記載方法】

#### ●支援の種類

提供を希望する支援又は受領を希望する支援の種類について、以下から選択してください。(複数選択不可)

##### ・物品の寄付

米、乾麺・乾物・缶詰・調味料、レトルト・インスタント食品、飲料・菓子、詰め合わせ(ギフトセット)、筆記具、日用品、衛生用品(包帯、マスク、体温計等。「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」第1条に定める医薬品等を除きます。)、玩具、各種チケット(商品券・クオカード・割引券等含む)、オフィス家具・インテリア

##### ・場所の提供

##### ・役務の提供

学習支援ボランティア、キャリア相談ボランティア、その他のボランティア、プロボノ活動

#### ●支援の内容

具体的な支援の内容が定まっている場合は、当該内容を記入してください。

##### <記入例>

物品の寄付の場合:商品名、数量、箱数、賞味期限又は使用期限等

場所の提供の場合:日時、所在地、アクセス、収容人数、面積、設備等

役務の提供の場合:日時、場所、人数、ボランティア活動の内容等

#### ●対象者

支援の対象者を以下から選択してください。(複数選択可。)

##### ・未就学児

##### ・小学生

##### ・中学生

##### ・高校生

・その他(「その他」を選択する場合は、対象年齢、その他の条件(例:特別支援教育、社会的養護)等を具体的に記入)

●地域

支援の提供が可能な地域又は支援の受領を希望する地域を、47 都道府県から選択してください。(複数選択可。都道府県を限定しない場合は、「全国」を選択してください。)

●費用の負担

支援に関する費用の負担について、以下から選択してください。(複数選択不可。)

- ・証券会社負担
- ・NPO 法人等負担
- ・直接受渡し
- ・その他

また、費用の項目、概算金額等及び負担割合又は負担額の決定方法等について、以下の例を参考に、「費用の負担(具体的内容)」の欄に、当該内容を記入してください。

<記入例>

○物品の寄付の場合

- ・証券会社負担:証券会社又は株主優待品管理業者から NPO 法人等に配送(元払い)
- ・NPO 法人等負担:証券会社の所在地又は証券会社の指定場所において授受を行う、証券会社から NPO 法人等に配送(着払い)
- ・直接受渡し:証券会社及び NPO 法人等が予め協議して決定した日時・場所等において、直接物品の受け渡しを行う
- ・その他:○円までは証券会社が負担し、○円を超えた場合の超過部分は NPO 法人等が負担する

○役務の提供の場合

- ・証券会社負担:交通費及び宿泊費は全て証券会社(又は役職員個人)が負担する
- ・NPO 法人等負担:交通費及び宿泊費は全て NPO 法人等が負担する
- ・その他:交通費は証券会社(又は役職員個人)が負担し、宿泊費は NPO 法人等が負担する

●受付の期限(支援情報の有効期限)

登録する支援情報に関し、申込みの期限を記入してください(特段期限を定めない場合には、9999/12/31 と入力してください。)。なお、期限を設けた場合に当該期限を経過したときは、速やかに、期限を延長する旨の支援情報の変更(受付の期限の延長)又は支援情報のステータス変更(契約が成立せず、かつ受付を終了する場合は、「不成立」を選択)を行ってください。

●備考

上記の支援情報に関して補足することがあれば記入してください。

<例>支援の利用目的等、前提条件、制約事項、免責事項等

●現在のステータス

現在のステータスについて、以下から選択してください。(複数選択不可)

- ・受付中:登録した支援情報に関する申込みを受け付けている状況
- ・受付停止中:交渉中の場合など、登録した支援情報に関する申込みの受付を一時的に停止している状況
- ・受付終了(契約成立):登録した支援情報に関する契約が成立し、申込みの受付を終了した状況
- ・不成立:契約が成立せず、かつ受付を終了する場合

※「受付終了(契約成立)」を選択する際は、契約の相手方の名称を「取引が成立した会社名／団体名」に入力してください。

### 3. 申込みの方法

証券会社及びNPO法人等の間で支援の授受を希望する場合、相手方への連絡は、利用規約第10条第2項に基づき、以下の方法により行ってください。なお、特定の利用者から支援に関する申込みの連絡を受けたことにより、他の利用者からの申込みの受付を停止する場合は、利用規約第7条に基づき、速やかに、登録している支援情報の「現在のステータス」を「受付停止中」に変更してください。

#### (1)NPO法人等による申込み

証券会社がこどもサポート証券ネットに登録した支援の受領を希望するNPO法人等は、登録内容をよく確認したうえで、当該証券会社に電話又はメール等により連絡を行い、支援の授受のために必要な協議を行ってください。

#### (2)証券会社による申込み

NPO法人等がこどもサポート証券ネットに登録した支援を提供することを希望する証券会社は、登録内容をよく確認したうえで、当該NPO法人等に電話又はメール等により連絡を行い、支援の授受のために必要な協議を行ってください。

※利用規約第10条第2項の協議にあたっては、利用規約第11条第2項各号に掲げる次の事項について、できる限り、電子データ、書面等の記録に残る形で相互に確認するようにしてください。

- (1)支援の内容(提供する物品・場所・役務の内容、対象者、日時・期間・期限、場所等)
- (2)費用の負担(証券会社負担・NPO法人等負担・直接受渡し・その他の別、その他の場合は負担割合又は負担額の決定方法)
- (3)支援において食品、衛生用品等の人の生命、身体に影響を与えうる物品を提供する場合、その品質(賞味期限、使用期限、清潔性、安全性等)の確認及び確保に関する役割分担
- (4)支援のキャンセルの条件、不可抗力その他の事由により支援の授受が不可能若しくは困難になった場合又は遅延した場合の取扱い等
- (5)その他事故、健康被害、紛争等の予防のために必要と認められる事項  
同項第5号の「その他事故、健康被害、紛争等の予防のために必要と認められる事項」としては、例えば、事故等の発生時に対応する担当者及びその連絡先等が考えられます。

### 4. マッチングの方法(支援先の決定の方法)

支援の授受について証券会社及びNPO法人等の間で支援の授受に係る契約が成立することにより、マッチングの完了(支援の決定)となります(利用規約第10条第3項)。利用者間でどのような内容の契約を締結するかは、各利用者の任意の判断に委ねられますが、複数の申込みの連絡を受けた場合、公平な基準によりマッチング先を決定するようにしてください。

具体的には、例えば、申込みがあった利用者の概要や所在地等に鑑みてマッチング先を選定する、特段勘案する事由がない場合は申込順とする等が考えられます。

証券会社及びNPO法人等の間で支援の授受に係る契約が成立した場合は、利用規約第7条に基づき、速やかに、登録している支援情報の「現在のステータス」を「受付終了(契約成立)」に変更してください。「受付終了

(契約成立)」を選択する際は、「取引が成立した団体／会社名」欄に契約の相手方の名称を入力してください。

なお、契約成立後も、同様の支援について引き続き申込みの受付を希望する場合は、お手数ですが、新規の支援情報の登録をお願いいたします。

また、登録している支援情報の「現在のステータス」を「受付停止中」としていた場合で、個別の協議が不成立となったことにより受付を再開するときは、同条に基づき、速やかに、登録している支援情報の「現在のステータス」を「受付中」に変更してください。

## 5. 支援の授受における留意点

支援にあたっては、人の生命、身体又は財産の保護に細心の注意を払い、事故、健康被害、紛争等の予防に努めてください(利用規約第12条)。具体的には、例えば、次の事項に留意してください。

なお、支援の授受に係る契約を締結するにあたっては、不可抗力その他の事由により支援の授受が不可能若しくは困難になった場合又は遅延した場合の取扱い等について明確に合意することが求められています(利用規約第11条第2項第4号)、実際にこのような事態が発生した場合は、当該合意に従い、速やかに契約の相手方に連絡をとり、適切に対応してください。

### (1) 物品の提供の場合

#### ①品質の確認及び確保

利用規約第11条第2項第1号では、支援において食品、衛生用品等の人の生命、身体に影響を与えうる物品を提供する場合、その品質(賞味期限、使用期限、清潔性、安全性等)の確認及び確保に関する役割分担について、利用者間で明確に合意するよう求めています。当該合意により品質の確認及び確保の役割を担うことになった利用者は、物品を支援活動に用いる前に、必ず物品の品質を確認し、一定の品質を確保してください。なお、品質に問題がある場合には、利用者間で支援の変更、キャンセル等について誠実に協議し、決定してください。

#### ② 証券会社側による物品の管理

証券会社は、NPO 法人等との間で特段の合意のない限り、マッチング先である NPO 法人等に発送するまでの間、提供する物品を適切に保管・管理してください。

#### ③ 提供の方法

物品の提供の方法は、証券会社と NPO 法人等の間で取り決めてください。なお、配送する場合は、配送業者による誤配、紛失等のトラブルの防止のため、追跡可能な方法が望ましいと考えられます。

#### ④ NPO 法人等側による確認(検品)

NPO 法人等は、証券会社との間で特段の合意のない限り、物品の受領後、速やかに当該物品の内容、数量、品質等の確認を行い、検品の結果を証券会社に報告してください。なお、物品に内容の相違、数量の過不足、不具合等が認められる場合には、利用者間で当該物品の取扱い(補修、再提供、返品、廃棄等)や、支援の変更、キャンセル等について誠実に協議し、決定してください。

### (2) 場所の提供の場合

#### ① 証券会社による事前準備

証券会社は、NPO 法人等との間で特段の合意のない限り、提供する場所を NPO 法人等が安全かつ円滑に使用できるよう、準備を行い、必要に応じて設備等の手配を行ってください。

#### ② NPO 法人等側による事前準備

NPO 法人等は、証券会社との間で特段の合意のない限り、提供される場所の使用条件、必要な設備等を事前に確認し、必要に応じて設備等の手配を行ってください。なお、安全かつ円滑な使用のため、できる限り事前に当該場所の下見を行うことが望ましいと考えられます。

### ③ 場所の使用

場所の使用にあたって、NPO 法人等は証券会社の指示に従ってください。なお、証券会社は必要に応じて場所の使用時に立ち会う等により、管理・監督を行ってください。

## (3) 役務の提供の場合

### ① 証券会社による事前準備

証券会社は、NPO 法人等側との間で合意したボランティア、プロボノ等の活動内容に応じて、適切な人材を選定し、必要な準備を行ってください。なお、選定した人材に対し、別途日本証券業協会が作成するリーフレット等を活用し、ボランティア参加に当たっての心構え等を確認してください。

### ② NPO 法人等側による事前準備

NPO 法人等は、ボランティア、プロボノ等の人材の受入れにあたって、必要な環境の整備等の準備を行ってください。

### ③ 役務の提供

NPO 法人等は、派遣された人材に対し、生命、身体又は財産の保護及びボランティア、プロボノ等の活動の円滑な実施のために必要な指示を行い、派遣された人材は、当該指示に従い支援を行ってください。

## (4) その他

利用者は、支援の授受にあたって、第三者の知的財産権その他の権利を侵害しないよう留意してください（利用規約第16条第3項）。例えば、支援の授受に関与した第三者のロゴマークを、自身のホームページ、チラシ、事業報告書等に掲載する場合、予め当該第三者の許可を得る必要があると考えられます。

## 6. 紛争等の発生時の対応

万が一、支援の授受にあたって事故、健康被害、紛争等が生じた場合は、利用者間で誠実に協議し、利用者の責任と費用により解決してください（利用規約第12条）。

## 7. 事後報告

NPO 法人等は、原則として支援の受領後 1 カ月以内に、次に掲げる事項を証券会社及び日本証券業協会にメールにて送ることにより、報告してください。なお、天災、戦争、暴動等のやむを得ない事由がある場合は、当該事由が解消した後相当な期間内に報告してください。

< 報告項目 >

### ○物品の寄付の場合

- ・物品の提供者の名称
- ・支援物品の受領日・提供された物品の内容（品名・数量）
- ・提供された物品の利用日又は利用期間
- ・物品の利用方法（配布対象、人数等）
- ・利用した感想・ご意見・特記事項等

### ○場所の提供の場合

- ・場所の提供者の名称
  - ・提供された場所(施設、会場等)の名称
  - ・提供日又は提供期間
  - ・場所の利用方法(イベント等を実施した場合は参加者数等)
  - ・利用した感想・ご意見・特記事項等
- 役務の提供の場合
- ・役務の提供者の名称
  - ・提供日又は提供期間
  - ・役務が提供された場所
  - ・ボランティア、プロボノ等の人数
  - ・ボランティア、プロボノ等の活動内容(イベント等を実施した場合は参加者数等)
  - ・利用した感想・ご意見・特記事項等

## 8. 個人情報の取り扱い

利用者は、支援の授受に伴い取得した個人情報を、こどもサポート証券ネットに関する連絡及び支援の授受のためにのみ利用することとし、法令、関連ガイドライン等に従って適切に取り扱ってください。また、個人情報の取扱いを第三者に委託する場合には、委託先と安全管理措置の内容を含む適切な契約を締結するなど必要な対策を講じ、委託先に対する適切な監督を行ってください。

## 9. その他

利用規約及び本ガイドラインに記載のない事項については、証券会社とNPO 法人等の間で誠実に協議し、決定してください。

以 上